

SpiderPlus & Co.

第27期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2026年3月25日(水曜日) 正午(午前12時)
(受付開始：午前11時30分)

開催場所 東京都港区赤坂一丁目8番1号
赤坂インターシティAIR 4階 401
※4階にお越しの際も一度3階へお越しください

決議事項

- 第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬付与のための報酬決定の件

Mission

“働く”にもっと
「楽しい」を創造する。

We create more fun to work.

お客様の課題を解決していく喜びや楽しさを通じて、仕事にもっと夢中になれる世の中をつくり続けます。

私たちは、“働く”を心底楽しいと思えることが最も生産性を向上させると信じています。

「楽しい」を創造していくことが、私たちの壮大なるミッションです。

Vision

つくる人の“働く”を夢中にする、
現場インフラ

私たちが目指す「インフラ」は、電気や水道のように「あって当たり前」な、ものづくりの現場における新しいデジタル基盤です。

私たちの現場インフラは、様々なデジタルツールを誰もが簡単にストレスなく使いこなし、現場で働くすべての人が“モノづくり”に夢中になれる世界を創造します。

私たちは、人とテクノロジーが融合した未来の現場を実現し、これまでもこれからも社会基盤を支えてきた“モノづくり”現場を支え続けます。

株主の皆様へ

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度の定時株主総会は、当社が上場してから5回目の節目となります。株主の皆様をはじめ、資本市場の皆様から賜りました多大なるご支援に、改めて深く感謝申し上げます。

昨年は当社の中期Vision「つくる人の“働く”を夢中にする、現場インフラ」を策定するなど、当社にとってさらなる成長に向けた重要な取り組みを実施した1年となりました。

新Visionにのっとりプロダクト戦略のアップデートを行い、これまで「施工管理SaaS」として開発してきたSPIDER+を、「現場インフラ」として発展させる「Workspace構想」を打ち出しました。加えて、建設業界のDXニーズが高度化・多様化していることに対応すべく、BPOサービスやお客様ごとの要望を叶える個社開発対応といったソリューションサービスの強化にも着手しました。

当社が事業を展開する建設業界では、長期的な建設投資の拡大が見込まれる一方、生産性向上への抜本的な対策を講じない限り、将来的に100万人規模の人材が不足すると言われていています。私たちが中期Visionに掲げた「現場インフラ」とは、未来の建設現場において文字通り「なくてはならない存在」となることを意味しています。

当社は今後も、国の発展を支える建設業界のパートナーとして、テクノロジーとソリューションにより未来へ続く基盤を築き、持続的な企業価値の向上に邁進してまいります。

代表取締役社長

伊藤 謙自



証券コード4192
2026年3月10日
(電子提供措置の開始日 2026年3月3日)

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門二丁目2番1号
スパイダープラス株式会社
代表取締役社長 伊 藤 謙 自

第27期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第27期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第27期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://spiderplus.co.jp/ir/library/>

また、電子提供措置事項は、東京証券取引所（東証）のウェブサイトでも電子提供措置をと
っております。以下の東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)にアクセスの上、「銘柄名(会
社名)」に「スパイダープラス」又は「コード」に「4192」(半角)を入力・検索し、「基本情
報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、ご確認いただけます。

東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネットにより議決権を行使いただくことが
できますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、6頁の
「議決権行使についてのご案内」に従って、2026年3月24日(火曜日)午後6時までに議決権をご
行使くださいますようお願い申し上げます。

また、当日はご自宅でも株主総会の模様をご覧いただけるよう「Zoomウェビナー」を通じて
視聴のみのオンライン参加ができるようにいたします。

敬 具

記

1. 開催日時 2026年3月25日(水曜日)正午(午前12時)
2. 開催場所 東京都港区赤坂一丁目8番1号
赤坂インターシティAIR 4階 401
3. 目的事項
報告事項
 1. 第27期(2025年1月1日から2025年12月31日まで)事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第27期(2025年1月1日から2025年12月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|------------------------------|
| 第1号議案 | 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役6名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 取締役に対する譲渡制限付株式報酬付与のための報酬決定の件 |

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任するに限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
- ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネットによる方法で複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。

- ◎法令及び当社定款第17条に基づき、電子提供措置事項から連結注記表及び個別注記表を除いた書面をご送付しております。したがって、ご送付している書面の頁番号、項番、参照頁の記載は電子提供措置事項と同一となっておりますので、ご了承ください。なお、連結注記表及び個別注記表は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
- ◎当日は「Zoomウェビナー」を通じたオンライン配信のための撮影を行います。前方の議長席及び役員席を中心に撮影を行い、ご来場の株主様の容姿が撮影されないように配慮いたしますが、会場の都合等により撮影されてしまう場合がございますので、あらかじめご了承ください。

<オンライン参加の方法>

本総会へのオンライン参加は、「Zoomウェビナー」を通してお願いいたします。参加手続の詳細につきましては、本招集ご通知に同封の「当社第27期定時株主総会 オンライン配信のご案内」をご参照くださいますよう、お願い申し上げます。

本総会へのオンライン参加においては、会社法上株主総会への出席とは認められておりません。したがって質問や動議提出、動議採決を行うことができませんので、あらかじめご了承ください。議決権は、6頁の「議決権行使についてのご案内」に従って、書面又はインターネットにより事前に行使していただきますようお願い申し上げます。また、動議をご提出される可能性のある株主様は、株主総会会場へご来場の上、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

■ 株主総会にご出席いただける場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2026年3月25日(水曜日)正午(午前12時)

■ 株主総会にご出席いただけない場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただき、以下期限までに到着するようにご送付ください。

行使期限 2026年3月24日(火曜日)午後6時



インターネットによる議決権行使

次頁のインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限 2026年3月24日(火曜日)午後6時



スマートフォンをご利用の株主様

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました。同封の議決権行使書用紙副票(右側)に記載された「ログイン用QRコード」を読み取っていただくことで、ログインいただけます。

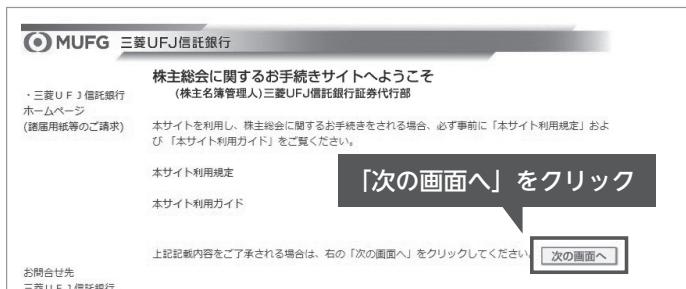
※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

インターネットによる議決権行使のご案内



インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイト
にアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



議決権行使ウェブサイト

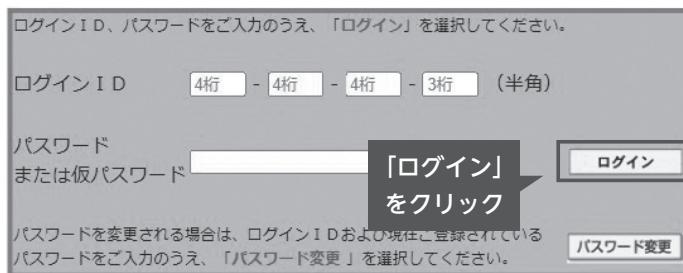
<https://evote.tr.mufig.jp/>



! ご注意事項

- インターネットによる議決権行使が複数回なされた場合は、最後のものを有効な議決権行使といたします。
- 郵送による議決権行使とインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使といたします。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は、株主の皆様のご負担となります。

2 お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使サイトの操作方法に関する
お問い合わせについて

三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部（ヘルプデスク）

 0120-173-027

（通話料無料、受付時間：9：00～21：00）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

当社の経営戦略の一環として、財務体質の健全化を図るとともに、将来の資本政策の機動性及び柔軟性を確保することを目的として、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少を行い、これらをその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金の一部を繰越利益剰余金に振り替え、繰越利益剰余金の欠損額の填補に充当することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本議案は、発行済株式総数を変更することなく、資本金及び資本準備金の額を減少するものであるため、株主の皆様の所有株式数に影響を与えるものではありません。また、資本金及び資本準備金の額の減少はいずれも、貸借対照表上の純資産の部における勘定科目の振替処理であり、当社の純資産額に変更はございませんので、1株当たりの純資産額に変更を生ずるものではありません。

1. 資本金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

資本金の額2,513,849,730円（2025年12月31日時点）のうち2,503,849,730円

(2) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2026年5月1日

2. 資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本準備金の額

資本準備金の額2,597,323,917円（2025年12月31日時点）のうち2,587,323,917円

(2) 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2026年5月1日

3. 剰余金の処分の内容

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 2,645,596,666円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 2,645,596,666円

(3) 剰余金の処分が効力を生ずる日

2026年5月1日

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員(6名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名のご選任をお願いするものであります。なお、取締役候補者につきましては、指名報酬諮問委員会からの答申を踏まえて決定しております。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号

1 い どう けん じ
伊藤 謙自 (1973年8月4日生)

再任

■所有する当社の株式の数 18,781,800株

■略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1992年4月	株式会社昭和コーポレーション入社	2000年2月	有限会社ケイ・ファクトリー(現当社)設立 代表取締役社長(現任)
1995年7月	第一保温工業株式会社入社	2005年9月	株式会社9 t h設立 代表取締役
1996年10月	有限会社橋本保温工業(現有限会社日本エコ ライン)入社	2010年9月	株式会社ヴェイシス設立 代表取締役
1997年9月	伊藤工業創業		

■取締役候補者とする理由

伊藤謙自氏は、長年にわたる建設業界での営業経験や会社経営に関する知識を有しております。また、当社創業から代表取締役として指揮を執り、業績向上や東京証券取引所への上場など、当社の企業価値向上に対して多大な功績をあげてまいりました。同氏の有する建設業界及び経営に関する豊富な経験と幅広い見識は、当社の持続的な成長と企業価値の更なる向上に必要であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としたしました。

候補者番号

2

すず き
鈴木まさ と
雅人

(1978年4月2日生)

再任

■所有する当社の株式の数

346,600株

■略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1997年4月	リコーテクノシステムズ株式会社(現リコー ジャパン株式会社)入社	2010年12月	当社入社
1999年5月	近畿設備株式会社入社	2017年3月	当社取締役
2001年5月	株式会社アイデアル入社	2022年4月	当社取締役執行役員
2005年8月	株式会社ワークスタジオ入社	2025年3月	当社取締役副社長(現任)
2008年4月	株式会社ドラフト入社		(当社における地位及び担当) 取締役副社長コーポレート推進本部長

■取締役候補者とする理由

鈴木雅人氏は、建設業界に関する経験及び知見を有しており、当社入社以来、営業、人事、採用、組織開発、広報などの様々な職務を経験しており、現在は国内における事業展開統括の他、当社のサステナビリティ活動や中期成長戦略の要となるコーポレートビジョン策定を推進しています。同氏の有する建設業界及び当社事業における幅広い見識と、経営及び事業を率いるリーダーシップは、当社の持続的な成長と企業価値の更なる向上に必要であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者番号

3

よし だ
吉田じゅん や
淳也

(1983年5月2日生)

再任

■所有する当社の株式の数

500,000株

■略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2007年4月	株式会社ジャフコ(現ジャフコグループ株式 会社)入社	2021年3月	KUSABI(Wedge株式会社) 代表パートナー(現任)
2020年2月	当社社外取締役(現任)	2026年1月	Dress Code株式会社社外取締役(現任)
2021年2月	62Complex株式会社社外取締役(現任)		

■重要な兼職の状況

KUSABI(Wedge株式会社)代表パートナー、62Complex株式会社社外取締役、Dress Code株式会社社外取締役

■社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要

吉田淳也氏は、ベンチャーキャピタリストとして培われた深い見識と豊富な実務経験を兼ね備えており、これまでも当社の経営における重要事項に対し、適宜的確な助言や提言を行ってまいりました。今後も同氏の知見を当社の経営戦略やコーポレート・ガバナンスの強化に活かすことで、株主をはじめとするステークホルダーの視点から経営陣の監督を担い、持続的な成長と企業価値の向上に貢献いただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者としていたしました。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって6年1か月となります。

候補者番号

4

ひろ き だい ち

広木 大地 (1983年8月6日生)

再任

■所有する当社の株式の数

0株

■略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2008年4月	株式会社ミクシィ(現株式会社MIXI)入社	2022年6月	株式会社レクター(旧レクター社と同名称の別法人)創業 代表取締役(現任)
2013年1月	同社執行役員サービス本部長	2022年9月	株式会社朝日新聞社社外CTO(現任)
2016年6月	株式会社レクター(旧レクター社)創業取締役	2022年11月	株式会社グッドパッチ社外取締役(現任)
2019年6月	一般社団法人日本CTO協会設立 理事(現任)	2024年3月	当社社外取締役(現任)

■重要な兼職の状況

一般社団法人日本CTO協会理事、株式会社朝日新聞社社外CTO、株式会社レクター代表取締役、株式会社グッドパッチ社外取締役

■社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要

広木大地氏は、IT関連企業において各部門の責任者を歴任し、技術戦略の策定や組織構築に携わるなど、多岐にわたる豊富な実績を有しております。また、技術組織のアドバイザーとして多数の企業で経営支援に従事し、深い見識を培ってまいりました。同氏の知見を当社の技術戦略や開発組織、ならびに経営全般への助言に活かすことで、持続的な成長と企業価値のさらなる向上を牽引いただくとともに、取締役会の監督機能の強化に貢献いただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって2年となります。

候補者番号

5

もり りゅう た ろう
森 竜太郎 (1990年8月30日生)

再任

■所有する当社の株式の数

0株

■略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2013年6月	株式会社Vapes入社	2020年10月	トヨタ自動車株式会社入社
2015年8月	一般社団法人CARTIVATOR Resource Management理事	2022年4月	コニカミノルタ株式会社執行役員 イノベーション推進室長
2015年10月	インテグリティカルチャー株式会社創業 CFO兼CMO	2024年3月	当社社外取締役(現任)
2019年10月	アノン株式会社創業 代表取締役(現任)	2024年4月	コニカミノルタ株式会社執行役員 経営企画副担当兼イノベーション推進室長

■重要な兼職の状況

アノン株式会社代表取締役

■社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要

森竜太郎氏は、イノベーションマネジメントに関する深い見識と豊富な実務経験を兼ね備えております。社外の客観的な視点から、当社の事業開発を中心とした持続的な成長と企業価値の向上を牽引いただくとともに、取締役会の監督機能のさらなる強化に貢献いただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者いたしました。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって2年となります。

■略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1982年4月	日本アイ・ビー・エム株式会社入社	2016年12月	デロイト トーマツ コンサルティング合同会社副社長
2010年1月	同社専務執行役員ソフトウェア事業部長	2018年11月	同社経営会議議長
2011年8月	Berlitz Corporation取締役副社長	2024年7月	フライシュマン・ヒラード・ジャパン株式会社顧問(現任)
2012年11月	株式会社セールスフォース・ドットコム(現株式会社セールスフォース・ジャパン) 副社長兼エンタープライズ営業本部長	2024年9月	株式会社SHIFT顧問(現任)
2014年4月	同社取締役社長兼COO	2025年8月	株式会社日本企業成長投資顧問(現任)
		2025年12月	株式会社イルグルム社外取締役(現任)

■重要な兼職の状況

フライシュマン・ヒラード・ジャパン株式会社顧問、株式会社SHIFT顧問、株式会社日本企業成長投資顧問、株式会社イルグルム社外取締役

■社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要

川原均氏は、大手IT企業やコンサルティングファームにおいて長年にわたり経営の舵取りを担い、IT技術、事業推進、及び企業経営に関する深い見識と豊富な実務経験を兼ね備えております。同氏の知見を当社の事業・営業戦略の遂行やコーポレート・ガバナンスの強化に活かすことで、持続的な成長と企業価値の向上、ならびに取締役会の監督機能の拡充に貢献いただけるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
2. 候補者のうち、伊藤謙自氏は、当社の経営を支配している者であります。
3. 候補者のうち、吉田淳也氏、広木大地氏、森竜太郎氏、川原均氏は、社外取締役の候補者であります。4氏は、東京証券取引所の定める社外役員の独立性基準及び当社が定める上記の独立性基準を満たしており、当社は4氏を同取引所の定める独立役員として届け出ております。
4. 当社は吉田淳也氏、広木大地氏、森竜太郎氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。3氏が原案どおり選任された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、当社は、川原均氏の選任が承認された場合には、同氏との間で同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は全ての役員及び執行役員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金や訴訟費用等が填補されます。また、被保険者の全ての保険料を当社が負担しております。各候補者が取締役に再任及び選任された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名のご選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりです。

かね こ 金子	よし ひで 禎秀 (1983年10月11日生)	■所有する当社の株式の数	0株
-------------------	-----------------------------------	--------------	----

■略歴及び重要な兼職の状況

2010年1月	清和監査法人(現RSM清和監査法人)入所	2020年10月	やまと監査法人社員
2015年2月	アクセンチュア株式会社入社	2022年4月	株式会社カーボンフライ社外監査役
2016年12月	ウィルパートナーズ株式会社設立 同社代表取締役(現任)	2024年1月	株式会社Extrabold社外監査役
2017年4月	やまと税理士法人代表社員	2024年3月	ソフトブレーション株式会社社外取締役(監査等 委員)
2017年6月	株式会社ピー・エス・インターナショナル社 外監査役(現任)	2024年10月	株式会社キッチハイク社外監査役(現任)
2018年8月	やまと監査法人代表社員	2025年10月	株式会社NRC社外取締役(現任)
2020年8月	税理士法人マーヴェリック代表社員(現任)		

■重要な兼職の状況

ウィルパートナーズ株式会社代表取締役、株式会社ピー・エス・インターナショナル社外監査役、税理士法人マーヴェリック代表社員、株式会社キッチハイク社外監査役、株式会社NRC社外取締役

■補欠の社外監査役候補者とした理由

金子禎秀氏は、監査役としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、専門的見地から監査役としての役割を果たしていただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補者としていたしました。

- (注) 1. 金子禎秀氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 金子禎秀氏は補欠の社外監査役候補者であります。同氏は、東京証券取引所の定める社外役員の独立性基準及び当社が定める上記の独立性基準を満たしていることから、同氏が社外監査役として就任された場合、当社は同取引所の定める独立役員として届け出る予定であります。
3. 金子禎秀氏の選任については、その就任前に限り、監査役会の同意を得た上で、取締役会の決議により取り消すことができるものとします。
4. 金子禎秀氏は、現在ウィルパートナーズ株式会社代表取締役、株式会社ピー・エス・インターナショナル社外監査役、税理士法人マーヴェリック代表社員、株式会社キッチハイク社外監査役、株式会社NRC社外取締役であります。当社とこれらの法人との間に業務上の関係はありません。

5. 当社は、金子禎秀氏が監査役に就任された場合には、同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
6. 当社は全ての役員及び執行役員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金や訴訟費用等が填補されます。また、被保険者の全ての保険料を当社が負担しております。金子禎秀氏が監査役に就任された場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式報酬付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等については、2019年3月29日開催の第20期定時株主総会において、年額200百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）と決議いただいておりますが、今般、当社の取締役（社外取締役を含む。以下「対象取締役」という。）については、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、新たに譲渡制限付株式報酬を支給することにつき、ご承認をお願いするものであります。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の割当てのために支給する報酬は金銭報酬債権とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として年額60百万円以内（うち社外取締役分は年額12百万円以内）といたします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名報酬諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会において決定いたします。

当社は2026年2月26日開催の取締役会において、本議案が承認可決されることを条件として、取締役の個人別の報酬等の決定方針を末尾に記載のとおり改定の決議をしております。本議案は当該改定決議後の方針に沿う内容の取締役の個人別の報酬等を付与するために必要かつ合理的な内容となっており、また、取締役に1年間に発行又は処分される株式総数の発行済株式総数（2026年1月31日時点）に占める割合は0.6%以下であります。そのため、本議案の内容は相当であると考えております。

なお、現在の取締役は6名（うち社外取締役3名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は6名（うち社外取締役4名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案及び取締役会により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は、対象取締役につき年200,000株以内（うち社外取締役分は年40,000株以内）とします。ただし、当社の発行済株式総数が、本議案の決議の日以降の日を効力発生日とする株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含む。）によって増減した場合は、上限数はその比率に応じて調整されるものとします。

なお、1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、

以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。

1. 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日から3年間（ただし、社外取締役については退任時まで。以下「本譲渡制限期間」という。）、本制度により割当てを受けた当社株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他処分をしてはならない（以下「本譲渡制限」という。）。

2. 対象取締役が本譲渡制限期間中にその地位を退任した場合には、任期満了、死亡その他当社の取締役会が正当な理由があると認める場合を除き、当社は本割当株式を当然に無償で取得する。

3. 上記1.の定めに関わらず、当社は、対象取締役が、本譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、執行役員又は使用人の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点を持って本譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記2.に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間が満了する前に上記2.に定める地位を退任又は退職した場合には、本譲渡制限を解除する本割当株式の数及び本譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

4. 当社は、本譲渡制限期間が満了した時点において上記3.の定めに基づき本譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

5. 上記1.の定めに関わらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

6. 上記5.に規定する場合においては、当社は、上記5.の定めに基づき本譲渡制限が解除された直後の時点においてなお本譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

【取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針】

決定方針の決定の方法及び内容の概要

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を指名報酬諮問委員会による答申を踏まえて、取締役会決議にて定めております。

その概要は、株主総会で決議された金銭報酬、譲渡制限付株式報酬それぞれの報酬限度額の範囲内において、職責、在任年数、他社水準、当社業績並びに当社業績に対する貢献度等を総合的に勘案して決定するものであります。なお、指名報酬諮問委員会は、取締役会の任意の諮問機関として設置し、独立社外取締役を委員長とし、取締役1名、独立社外取締役3名を委員として構成されております。

以 上

事業報告 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社グループは、「私たちは、「働く」にもっと「楽しい」を創造する。」をミッションに、建設業界の現場業務をDX(デジタルトランスフォーメーション)することで、業界の課題解決に貢献する施工管理ソフトウェア「SPIDER+」の開発・販売を主力とするICT事業を展開しております。

当社グループが主に事業を展開している国内建設業界では、都市部の再開発や老朽化したインフラの修繕需要などを背景として、中長期的な建設投資の拡大が予想されています。その一方で、少子高齢化や労働時間規制などを背景として、従前からの課題である人手不足は一層深刻化することが見込まれています。そのため、建設業界では需要拡大に対する「施工力の確保」のほか、人手不足の深刻化に備えた「生産性向上」が急務です。

こうした課題に対し、当社グループが開発・提供する「SPIDER+」は、施工管理業務のデジタル化を通じて省人化及び業務効率化を実現するものであり、主に総合建設会社(ゼネコン)や総合設備会社(サブコン)の現場監督に利用され、大規模建設現場を中心に導入が進んでいます。

また、建設業界においては人手不足や法規制への対応ニーズの高まりを背景に、各社でIT活用が加速しています。こうした市場環境を踏まえ、当社グループは拡大する建設DX投資需要を的確に捉え、業界内におけるシェア拡大を図るべく、プロダクト及び組織体制の強化、営業力の拡充、パートナー企業との連携強化に重点的に取り組んでおります。

以上の事業環境及び経営判断のもと、建設業界のDXを推進し生産性の向上とコスト削減に貢献する「SPIDER+」は建設業界のIT投資需要を取り込み、契約社数及び1社当たりの契約単価が増加しました。

その結果、「SPIDER+」の2025年12月末における契約社数は2,251社(前年同期比6.3%増)、1社当たりの月額契約単価であるARPAは184千円(前年同月比3.6%増)と堅調に推移し、当連結会計年度の売上高は4,895,537千円(前年同期比20.2%増)、営業損失は10,899千円(前年同期は519,192千円の営業損失)、経常損失は40,667千円(前年同期は525,977千円の経常損失)、親会社株主に帰属する当期純損失は17,357千円(前年同期は771,659千円の純損失)となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資等の主なものは次のとおりであります。

設備投資項目	設備投資額(千円)	主な設備投資の内容
ソフトウェア開発	201,059	自社利用ソフトウェア(施工管理ソフトウェア「SPIDER+」)の開発投資

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社は総額35,534千円の資金調達を実施いたしました。その内容は、新株予約権の権利行使に伴う株式の発行によるものであります。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第24期 (2022年12月期)	第25期 (2023年12月期)	第26期 (2024年12月期)	第27期 (2025年12月期) (当連結会計年度)
売 上 高 (千円)	—	—	4,072,136	4,895,537
経 常 損 失 (△) (千円)	—	—	△525,977	△40,667
親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円)	—	—	△771,659	△17,357
1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (△) (円)	—	—	△21.92	△0.49
総 資 産 (千円)	—	—	4,211,460	4,162,353
純 資 産 (千円)	—	—	2,645,769	2,662,211
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	—	—	74.92	74.97

(注)第26期連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、第25期以前については記載しておりません。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
SpiderPlus Vietnam, Co., Ltd.	10,000百万 VND	100.00%	SPIDER+販売

(4) 対処すべき課題

当社グループが主に事業を展開している国内建設業界では、都市部の再開発や老朽化したインフラの修繕需要などを背景として、中長期的な建設投資の拡大が予想されています。その一方で、少子高齢化や労働時間規制などを背景として、従前からの課題である人手不足は

一層深刻化することが見込まれています。そのため、建設業界では需要拡大に対する「施工力の確保」のほか、人手不足の深刻化に備えた「生産性向上」が急務となっています。これらの市場環境から、DXや業務のデジタル化など、生産性向上を実現するための重要な施策の1つとして、ITツールやSaaS等ソフトウェアへの投資意欲が旺盛に推移しております。このような経営環境において、当社グループが対処すべき主な課題は、以下のとおりです。

① 優秀な人材の確保と育成

当社グループは、先行投資期間を経て成長性と収益性を両立するフェーズへと移行しており、更なる事業拡大と建設業界の課題を解消しうるサービス提供を実現していく上で、優秀な人材を継続的に雇用し、定着させることが重要であると認識しております。人的基盤を強化するために、採用体制の強化、教育・育成、研修制度及び人事評価制度の充実等の施策を進めてまいります。また、AI等のテクノロジーを全社員が使いこなすことで組織全体の生産性を底上げする組織開発に注力しております。

② 顧客基盤の強化

当社グループは、大手建設会社を中心とした強固な顧客基盤を構築しております。当該顧客基盤をさらに拡大するため、自社営業組織のほか、販売取次店・代理店との連携により、顧客基盤の拡大、すなわち建設DX業界におけるシェア拡大に取り組んでまいります。また、顧客基盤の拡大のみならず、カスタマーサポート体制及びカスタマーサクセス体制の拡充及び高度化により、顧客の現場における活用実績を積み上げるとともに顧客の業務プロセスに深く浸透し続け、顧客基盤をより強固なものにしてまいります。

③ 競争優位性の強化

当社グループは、建設業界のDXニーズが高度化・多様化する中で、事業機会を確実に成長につなげるべく、プロダクト及びサービスの差別化を推進しております。営業、サポート、カスタマーサクセスの各部門が現場から直接収集した膨大な顧客ニーズに加えて、それらの蓄積された「現場データ」とAI等の最新技術を掛け合わせたプロダクト及びサービス開発を行うことで、当社サービスの競争優位性を強化してまいります。また、従来の主力サービスである施工管理ソフトウェア「SPIDER+」を現場の統合管理ソフトウェア「SPIDER+Workspace」として進化させるとともに、現場のノンコア業務を代行す

る「BPOサービス」や、企業ごとに異なるニーズに応えるための「プロフェッショナルサービス」など、ソリューション系のサービス展開を強化しています。

④ 内部管理体制の強化

当社グループは、急速な事業環境の変化に適応し、継続的な成長を維持していくために、内部管理体制の強化が重要であると認識しております。このため、事業規模や成長ステージに合わせ、バックオフィス機能を拡充していくとともに、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制強化に取り組んでまいります。また、事業運営上のリスク管理や定期的な内部監査の実施によるコンプライアンス体制の強化、社外役員の登用・監査役監査の実施によるコーポレート・ガバナンス機能の充実等を行ってまいります。

(5) 主要な事業内容(2025年12月31日現在)

当社グループは、施工管理ソフトウェア「SPIDER+」を主力サービスとするICT事業の単一セグメントで事業を行っております。

(6) 主要な事業所等(2025年12月31日現在)

- ① 当 社
本 社 東京都港区
支 店 なし
営 業 所 関西支社 (大阪府大阪市)
札幌営業所 (北海道札幌市)
仙台営業所 (宮城県仙台市)
名古屋営業所 (愛知県名古屋市)
福岡営業所 (福岡県福岡市)
- ② 子 会 社
SpiderPlus Vietnam, Co., Ltd.
本 社 ベトナム社会主義共和国ハノイ市

(7) 従業員の状況(2025年12月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
260 (3) 名	10名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、執行役員は含まれておりません。
2. 臨時従業員数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
3. 臨時従業員には、契約社員、パートタイマーの従業員を含み、派遣社員を除いております。

②当社の従業員の状況

従業員数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
258 (3) 名	11名増	35.3歳	2年7か月

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、執行役員は含まれておりません。
2. 従業員数には、子会社への出向者が含まれております。
3. 臨時従業員数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
4. 臨時従業員には、契約社員、パートタイマーの従業員を含み、派遣社員を除いております。

(8) 主要な借入先の状況(2025年12月31日現在)

借入先	借入残高(千円)
株式会社みずほ銀行	334,987
株式会社りそな銀行	268,744
株式会社三井住友銀行	197,920
株式会社三菱UFJ銀行	35,026

2. 会社の株式に関する事項(2025年12月31日現在)

(1)発行可能株式総数 115,000,000 株

(2)発行済株式の総数 35,507,240 株(自己株式160株を除く。)

(3)株主数 9,022 名

(4)大株主

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
伊藤謙自	18,781,800	52.90
THE BANK OF NEW YORK 133652	2,081,456	5.86
株式会社CHIYOMARU STUDIO	809,900	2.28
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051	612,544	1.73
増田寛雄	536,800	1.51
吉田淳也	500,000	1.41
株式会社SBI証券	389,890	1.10
野田隆正	351,624	0.99
鈴木雅人	346,600	0.98
INTERACTIVE BROKERS LLC	308,500	0.87

(注)持株比率は自己株式(160株)を控除し計算しております。

3. 会社の新株予約権に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名 称	第4回新株予約権	第6回新株予約権
発 行 決 議 日	2019年11月15日	2020年2月28日
新 株 予 約 権 の 数	434個	1,344個
保 有 人 数		
当社取締役(社外取締役を除く)	1名	—
当 社 社 外 取 締 役	—	1名
当 社 監 査 役	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式43,400株(注)1 (新株予約権1個につき100株)	普通株式134,400株(注)1 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり16,500円 (1株当たり165円)(注)1	新株予約権1個当たり18,000円 (1株当たり180円)(注)1
権 利 行 使 期 間	自 2021年11月16日 至 2029年3月28日	自 2022年3月1日 至 2030年2月13日
新株予約権の主な行使条件	(注)2	(注)2

(注)1. 2020年12月8日付で行った普通株式1株を100株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

2. 主な行使条件は以下のとおりです。

- ① 新株予約権発行時において当社取締役又は監査役若しくは従業員であった者は、新株予約権行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は監査役若しくは従業員の地位にあることを要す。
- ② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

(2) 当事業年度中に使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社の代表取締役社長は、現在及び将来の当社及びその子会社・関連会社(以下「当社等」という。)の取締役(委託者とその親族を除く。)、監査役及び従業員(以下「役職員」という。)に対する長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与を目的として、2019年12月13日開催の取締役会決議に基づき、2019年12月24日付で顧問社会保険労務士である安藤龍平氏を受託者として「時価発行新株予約権信託」(以下「本信託(第5回新株予約権)」という。)を設定しており、当社は、本信託(第5回新株予約権)により、2019年12月23日臨時株主総会決議に基づき、安藤龍平氏に対して、第5回新株予約権を発行しております。当社新株予約権は、複合金融商品であるためストック・オプション制度には該当しないものの、将来の功績評価を基に、将来時点でインセンティブの分配の多寡を決定することにより、中期的な企業価値向上につながるインセンティブ付与を目的としており、ストック・オプション制度に準ずるものであります。

なお、本信託(第5回新株予約権)のうち(A01)については、当社役員・従業員・社外協力者19名(退職者含む)、(A02)については、当社役員・従業員・社外協力者28名(退職者含む)、(A03)については、当社役員・従業員23名(退職者含む)に対して交付されており、安藤龍平氏との信託契約は終了しております。

第5回新株予約権

発行決議日	2019年12月23日
新株予約権の数	8,626個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式862,600株
新株予約権の払込金額	新株予約権 1個につき40円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権 1個当たり18,000円(1株当たり180円)
権利行使期間	2022年4月1日から2029年12月24日まで
行使の条件	(注)

(注)新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権の割当を受けた者(以下、「受託者」という。)は、本新株予約権を行使することができず、かつ、第5回新株予約権発行要領に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者(以下、「本新株予約権者」という。)のみが本新株予約権を行使できることとする。
- ② 本新株予約権者は、2021年12月期から2025年12月期までのいずれかの期において、当社の損益計算書(連結損益計算書を作成した場合には連結損益計算書)に記載された売上高が、2,400百万円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し有価証券報告書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。
- ③ 本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社の子会社・関連会社の取締役、監査役又は従業員もしくは顧問又は業務委託先等の社外協力者であることを要する。
- ④ 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥ 各本新株予約権 1個未満の行使を行うことはできない。

本信託(第5回新株予約権)の詳細

本信託(第5回新株予約権)の発行時の内容は以下のとおりです。

名称	単独運用・特定金外信託(新株予約権活用型インセンティブプラン)
委託者	伊藤謙自
受託者	安藤龍平
受益者	受益者適格要件を満たす者(受益者確定事由の発生後一定の手続きを経て)
信託契約日(信託契約開始日)	2019年12月24日
信託の種類と新株予約権(注)	(A01)5,000個 (A02)5,000個 (A03)5,000個
信託期間満了日	(A01)(A02)(A03)本新株予約権の引き渡しと同時に受益者の受益権は消滅するものとし、本信託は目的を達成したもものとして直ちに終了する。なお、新株予約権の交付対象者は以下の日に指定される。ただし、営業日でないときは翌営業日とする。 (A01)当社株式が初めて金融商品取引所に上場した日から6か月が経過した日 (A02)当社株式が東京証券取引所の本則市場もしくはこれに類する市場に市場変更した日から6か月が経過した日、又は当社株式が初めて金融商品取引所に上場した日から2年が経過した日のいずれか早い日 (A03)当社株式が東京証券取引所の本則市場もしくはこれに類する市場に市場変更した日から1年6か月が経過した日、又は当社株式が初めて金融商品取引所に上場した日から4年が経過した日のいずれか早い日
信託の目的	受託者による第5回新株予約権の引受け、払込みにより現時点で第5回新株予約権15,000個となっております。
受益者適格要件	本信託契約の定めに従い、信託期間満了日時点の当社又はその子会社・関連会社の取締役、監査役及び従業員並びに顧問及び業務委託先等の社外協力者を受益者として指定された者を受益者とし、本新株予約権の分配数量を確定します。 なお、分配のための具体的な基準は、当社が別途定める新株予約権交付ガイドラインに規定されております。新株予約権交付ガイドラインとは、信託期間満了日に本新株予約権を交付する当社等の役職員の範囲と数量を決定するために当社が定めた準則であり、当社は新株予約権交付ガイドラインに従って当社の役職員の業績を評価し、社外役員が過半数以上を占める評価委員会の決定により、本新株予約権の分配を行います。

(注)本信託(第5回新株予約権)のうち(A01)については、信託期間満了日の到来に伴って、当社の役員・従業員・社外協力者19名(退職者含む)に対して、(A02)については、信託期間満了日の到来に伴って、当社の役員・従業員・社外協力者28名(退職者含む)に対して、(A03)については、信託期間満了日の到来に伴って、当社の役員・従業員・社外協力者23名(退職者含む)に対して第5回新株予約権を交付することにより既に終了しております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項(2025年12月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	伊藤 謙 自	—
取締役副社長	鈴木 雅 人	コーポレート推進本部長
取 締 役	藤 原 悠	執行役員CFO 経営管理本部長兼事業企画本部長
取 締 役	吉 田 淳 也	兼 KUSABI(Wedge株式会社)代表パートナー 兼 62Complex株式会社社外取締役
取 締 役	広 木 大 地	兼 一般社団法人日本CTO協会理事 兼 株式会社朝日新聞社社外CTO 兼 株式会社レクター代表取締役 兼 株式会社グッドパッチ社外取締役
取 締 役	森 電太郎	兼 アノン株式会社代表取締役
監 査 役	古 賀 博 之	—
監 査 役	佐々木 義 孝	兼 株式会社アンジー社外監査役 兼 株式会社TOKYOフロンティアファーム代表取締役 兼 株式会社ジグザグ社外監査役 兼 CFOナレッジ株式会社代表取締役 兼 株式会社Prime Partners代表取締役 兼 株式会社ベルテックス社外取締役 兼 株式会社ジーニー社外取締役(監査等委員) 兼 株式会社エー・スター・クオンタム取締役
監 査 役	竹 田 いさか	兼 弁護士法人北浜法律事務所弁護士 兼 TAKUMINOホールディングス株式会社社外監査役 兼 株式会社メディアハウスホールディングス社外監査役 兼 株式会社東京機械製作所社外取締役

- (注) 1. 取締役吉田淳也氏、広木大地氏、森電太郎氏は、社外取締役であります。
2. 監査役古賀博之氏、佐々木義孝氏、竹田いさか氏は、社外監査役であります。
3. 監査役古賀博之氏は、上場企業の取締役や、大手総合商社において複数の事業会社のCFOなどの要職を歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役である者を除く。)及び監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額としております。

(3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険契約の内容の概要は以下のとおりです。

【保険契約の内容の概要】

1. 被保険者の範囲

当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、管理職従業員(注)、社外派遣役員及び退任役員

ただし、海外子会社については当社又は日本に所在する当社子会社からの出向役員及び当社又は日本に所在する当社子会社と海外子会社との兼務役員に限ります。

(注)当社の取締役会決議により会社法上の「重要な使用人」として選任された執行役員以外の者

2. 被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は会社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。

3. 填補の対象となる保険事故の概要

被保険者の業務の遂行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害(法律上の損害賠償金及び訴訟費用)について填補されます。

4. 役員等の職務の適正性が損なわれなかったための措置

被保険者の故意、違法な私的利益供与、犯罪行為等による賠償責任に対しては填補の対象とされない旨の免責条項が付されております。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

(イ) 決定方針の決定の方法及び内容の概要

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を指名報酬諮問委員会による答申を踏まえて、取締役会決議にて定めております。

その概要は、株主総会で決議された金銭報酬、譲渡制限付株式報酬それぞれの報酬限度額の範囲内において、職責、在任年数、他社水準、当社業績並びに当社業績に対する貢献度等を総合的に勘案して決定するものであります。

なお、指名報酬諮問委員会は、取締役会の任意の諮問機関として設置し、独立社外取締役を委員長とし、取締役1名、独立社外取締役3名を委員として構成されております。

(ロ) 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名報酬諮問委員会による答申を踏まえて取締役会で決定しているため、決定方針との整合性は客観的に確保されており、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

役員の報酬等については、2019年3月29日開催の第20期定時株主総会において、取締役は年額200百万円以内(うち社外取締役分は年額30百万円以内)、監査役は年額40百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時の役員の員数は、取締役5名(うち社外取締役1名)、監査役3名であります。

③ 監査役の個人別の報酬等の内容の決定に関する事項

監査役の個人別の報酬額の決定については、株主総会で承認を受けた報酬総額の範囲内において、監査役会における監査役の協議により決定します。

(6) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給総額(基本報酬)
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (3名)	81,000千円 (17,850千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	14,400千円 (14,400千円)
合 計 (うち社外役員)	10名 (6名)	95,400千円 (32,250千円)

- (注)1. 当社の取締役及び監査役の報酬等の種類は、基本報酬のみとしております。
2. 上表には、2025年3月26日開催の第26期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

(7) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
取締役	吉田 淳也	KUSABI(Wedge株式会社) 62Complex株式会社	代表パートナー 社外取締役	当社とKUSABI(Wedge株式会社)、62Complex株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。
取締役	広木 大地	一般社団法人日本CTO協会 株式会社朝日新聞社 株式会社レクター 株式会社グッドパッチ	理事 社外CTO 代表取締役 社外取締役	当社と一般社団法人日本CTO協会、株式会社朝日新聞社、株式会社レクター、株式会社グッドパッチとの間に重要な取引その他の関係はありません。
取締役	森 竜太郎	アノン株式会社	代表取締役	当社とアノン株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。
監査役	古賀 博之	—	—	—
監査役	佐々木 義孝	株式会社アンジー 株式会社TOKYOフロンティアファーム 株式会社ジグザグ CFOナレッジ株式会社 株式会社Prime Partners 株式会社ベルテックス 株式会社ジーニー 株式会社エー・スター・クオンタム	社外監査役 代表取締役 社外監査役 代表取締役 代表取締役 社外取締役 社外取締役 (監査等委員) 取締役	当社と株式会社アンジー、株式会社TOKYOフロンティアファーム、株式会社ジグザグ、CFOナレッジ株式会社、株式会社Prime Partners、株式会社ベルテックス、株式会社ジーニー、株式会社エー・スター・クオンタムとの間に重要な取引その他の関係はありません。
監査役	竹田 いさか	弁護士法人北浜法律事務所 TAKUMINOホールディングス株式会社 株式会社メディアハウスホールディングス 株式会社東京機械製作所	弁護士 社外監査役 社外監査役 社外取締役	当社と弁護士法人北浜法律事務所、TAKUMINOホールディングス株式会社、株式会社メディアハウスホールディングス、株式会社東京機械製作所との間に重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	出席状況、発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	吉田 淳也	当事業年度に開催された取締役会18回中18回に出席し、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を活かして、議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。
取締役	広木 大地	当事業年度に開催された取締役会18回中18回に出席し、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を活かして、議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。
取締役	森 竜太郎	当事業年度に開催された取締役会18回中18回に出席し、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を活かして、議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。
監査役	古賀 博之	当事業年度に開催された取締役会18回中18回及び監査役会14回のうち14回に出席し、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を活かして、議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。
監査役	佐々木 義孝	当事業年度に開催された取締役会18回中18回及び監査役会14回のうち14回に出席し、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を活かして、議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。
監査役	竹田 いさか	当事業年度に開催された取締役会18回中18回及び監査役会14回のうち14回に出席し、弁護士としての豊富な経験と幅広い知見を活かして、議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。

(注)上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26,565千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,565千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 上記のほか、当連結会計年度において、前連結会計年度に係る追加報酬として315千円を支払っております。

(3) 非監査業務の概要

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制等の概要

当社では、「内部統制システムに関する基本方針」に基づき内部統制システムの運用を行っておりますが、その概要は以下のとおりです。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 「Value」に従い、全役職員に法令、定款、規則及び社会倫理遵守の精神を醸成し、法令、定款、規則及び社会倫理遵守が企業活動の前提であることを徹底する。
 - b. 法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、「内部通報規程」を定め、これに基づき、法令・定款その他社内規則に対する違反事実やそのおそれがある行為等を早期に発見し是正することを目的とする内部通報体制の運用を行う。
 - c. 取締役会の監督機能の維持・向上のため、社外取締役を選任する。
 - d. 監査役会は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、「監査役監査規程」に従い、取締役の職務執行状況を監査する。
 - e. 内部監査人は、法令、定款及び諸規程等に基づき適切な業務が行われているか監査を行う。
 - f. コンプライアンス意識の徹底・向上を図るための方策として、取締役及び従業員を対象とした、コンプライアンスの基本や業務上必要な情報管理等に関する研修会を実施し、継続的な教育・普及活動を行う。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - a. 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」を含む社内規程に従い、文書(電磁的記録含む)により作成、保管、保存する。また、必要に応じて運用状況の検証、規程等の見直しを行う。
 - b. 取締役及び監査役は、その職務上必要あるときは直ちに上記文書等を閲覧できる保存管理体制とする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a. リスク管理は、「リスク管理規程」に基づき、一貫した方針の下に効果的かつ総合的に実施する。
 - b. リスク情報等については、各部門責任者によりリスク・コンプライアンス委員会にて報告を行う。
 - c. 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長の指揮下に対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士事務所等の外部専門機関とともに、迅速かつ的確な対応を行い、損失・被害等の拡大を最小限にとどめる体制を整える。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 「取締役会規程」を遵守し、社外取締役を含む取締役から構成される取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催する。
 - b. 「取締役会規程」に定められている要付議事項について、事前に十分な資料を準備して、取締役会に付議することを遵守する。
 - c. 経営目標、中期経営計画に基づく各部門の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。
 - d. 意思決定の迅速化のため、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」等の社内規程を整備し、役割、権限、責任を明確にする。
 - e. 職務権限を越える案件については、主管部門の専門的意見を反映させた上で、代表取締役社長及び担当役員との合議により決裁する稟議制度を構築、運営する。
- ⑤ 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a. 子会社の取締役及び使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - イ. 当社は、「海外子会社管理規程」を定め、同規程に基づき子会社運営を実施する。
 - ロ. 当社取締役等と子会社取締役等との間で定期的に会合を行い、当社の経営方針の周知を行うとともに、子会社から経営状況等の報告を受け、前項の報告すべき事項が全て報告されていることを確認する。
 - b. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. 当社は、「海外子会社管理規程」を定めることで、子会社にリスク管理体制を構築させ、定期的に報告を受けるものとする。
 - ロ. 当社は、子会社において損失リスクが発生した場合には、「海外子会社管理規程」に従い、速やかに当社へ報告させるものとし、当社及び子会社間で対策を協議・実施することで、損失の拡大を防止する。
 - c. 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 子会社には原則として取締役又は事業責任者を派遣し、経営指導を通じ職務の執行が効率的に行われるよう指導する。
 - d. 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 子会社には原則として取締役又は事業責任者を派遣し、子会社取締役会等への出席を通じて職務の執行が法令及び定款に適合していることを確認する。
 - ロ. 子会社の内部監査は原則として当社内部監査室が責任をもって実行し、職務の執行が法令及び定款に適合していること、また内部統制システムの有効性を確認する。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに指示の実効性に関する事項
- 監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助するための監査役補助使用人を置くものとし、その人選については監査役間で協議する。
 - 監査役補助使用人の取締役からの独立性を確保するため、監査役補助使用人は取締役の指揮、命令を受けないものとし、当該期間中の任命、異動、評価、解任等については監査役の同意を得る。
 - 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の要請に基づき補助を行う際は、監査役の指揮命令に従うものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役会への報告に関する体制
- 監査役は、取締役会の他、必要に応じて、一切の社内会議に出席する権限を有する。
 - 監査役の要請に応じて、取締役及び使用人は、事業及び内部統制の状況等の報告を行い、内部監査人は内部監査の結果を報告する。
 - 取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに監査役に報告する。
- ⑧ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
- 監査役への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、「内部通報規程」で定める通報者の保護に基づき、当該報告をした者の保護を行う。
- ⑨ 監査役の職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役の職務執行について生ずる費用等の請求の手続きを定め、監査役から前払い又は償還等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要なものと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従い、これに応じる。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 社外監査役として、企業経営に精通した経験者・有識者や弁護士等の有資格者を招聘し、代表取締役社長や取締役等、業務を執行する者からの独立性を保持する。
 - 監査役は、代表取締役社長との定期的な会議を開催し、意見や情報交換を行う。
 - 監査役は、内部監査人と緊密な連携を保ち、必要に応じて、内部監査人に調査を依頼することができる。

⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制整備

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、経理規程類を整備するとともに、財務報告に係る内部統制の整備に関する基本方針を定め、財務報告において不正や誤謬が発生するリスクを管理し、予防及び牽制機能を整備・運用・評価し、不備があれば是正していく体制を整備する。

⑫ 反社会的勢力排除に向けた体制

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、関係機関との連携を含め会社全体で毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力とは一切の関係を遮断する。また、警察や関係機関並びに弁護士等の専門機関と連携を図りながら、引き続き反社会的勢力を排除するための体制の整備を推進する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、前記の内部統制システムの整備を行い、取締役会において継続的に経営上の新たなリスクの対応策について検討しております。その上で、必要に応じて社内の諸規定及び業務の見直しを行っており、内部統制システムの実効性の向上を図っております。

常勤監査役は、監査役監査の他、取締役会及び社内の重要な会議に出席し、業務の執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視しております。

また、内部監査室が定期的に内部監査を実施し、内部統制の有効性の評価を行っております。

(注)本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,257,042	流動負債	1,308,048
現金及び預金	2,477,419	短期借入金	500,000
売掛金	665,686	1年内返済予定の長期借入金	153,420
その他	114,835	未払金	226,579
貸倒引当金	△899	未払費用	162,344
固定資産	905,311	未払法人税等	54,722
有形固定資産	210,930	契約負債	110,354
建物	233,010	その他	100,627
車両運搬具	11,135	固定負債	192,092
工具、器具及び備品	72,388	長期借入金	183,257
減価償却累計額	△105,603	資産除去債務	8,835
無形固定資産	425,101	負債合計	1,500,141
ソフトウェア	373,035	(純資産の部)	
ソフトウェア仮勘定	52,065	株主資本	2,670,039
投資その他の資産	269,279	資本金	2,513,849
繰延税金資産	46,335	資本剰余金	2,791,407
敷金及び保証金	222,729	利益剰余金	△2,635,030
その他	214	自己株式	△188
資産合計	4,162,353	その他の包括利益累計額	△8,172
		為替換算調整勘定	△8,172
		新株予約権	345
		純資産合計	2,662,211
		負債・純資産合計	4,162,353

連結損益計算書(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		4,895,537
売上原価		1,276,406
売上総利益		3,619,130
販売費及び一般管理費		3,630,029
営業損失		10,899
営業外収益		
受取利息	3,900	
受取手数料	1,184	
その他	1,045	6,130
営業外費用		
支払利息	11,049	
支払手数料	23,813	
その他	1,036	35,899
経常損失		40,667
特別利益		
固定資産売却益	2,627	
新株予約権戻入益	48	2,675
特別損失		
固定資産除売却損	2,185	2,185
税金等調整前当期純損失		40,177
法人税、住民税及び事業税	25,714	
法人税等調整額	△48,534	△22,820
当期純損失		17,357
親会社株主に帰属する当期純損失		17,357

連結株主資本等変動計算書(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,496,082	2,773,640	△2,617,673	△188	2,651,861
連結会計年度中の変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	17,767	17,767	—	—	35,534
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)	—	—	△17,357	—	△17,357
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額 (純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の 変動額合計	17,767	17,767	△17,357	—	18,177
当期末残高	2,513,849	2,791,407	△2,635,030	△188	2,670,039

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	△6,541	△6,541	448	2,645,769
連結会計年度中の変動額				
新株の発行 (新株予約権の行使)	—	—	—	35,534
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)	—	—	—	△17,357
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額 (純額)	△1,631	△1,631	△103	△1,734
連結会計年度中の 変動額合計	△1,631	△1,631	△103	16,442
当期末残高	△8,172	△8,172	345	2,662,211

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・ 連結子会社の数	1社
・ 主要な連結子会社の名称	SpiderPlus Vietnam, Co., Ltd.

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

SpiderPlus Vietnam, Co., Ltd.の決算日は9月30日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に発生した重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～15年
車両運搬具	6年
工具、器具及び備品	3～15年

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア(自社利用分) 5年(社内における利用可能期間)

② 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

③ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの主たる事業であるICT事業において、施工管理ソフトウェア「SPIDER+」を提供しております。顧客との契約から生じる収益に関して、主に「SPIDER+」の月額基本利用料等のサービスを継続的に提供することによるストック収益と、「SPIDER+」の提供に伴って付随するスポット作業等から生じるフロー収益に区分しております。これらの区分における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

イ. ストック収益については、顧客との契約期間にわたり履行義務を充足する取引であると判断し、サービスの契約期間にわたり収益を認識しております。

ロ. フロー収益については、当該スポット作業等を完了し顧客に提供することで履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足時に一時点で収益を認識しております。

なお、当社グループが認識した収益に係る対価は、契約条件に従い、サービス提供後概ね1か月以内に受領しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 重要な会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	46,335千円
--------	----------

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

① 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出方法

当社グループは、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に従って過去の税務上の欠損金の発生状況及び将来の課税所得の見積りにより企業分類を判定し、一時差異等の解消年度のスケジューリングを行い、回収可能と見込まれる金額について繰延税金資産を計上しております。

② 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来の課税所得の見積りは、翌連結会計年度の予算を基礎としています。予算については、建設DX市場環境の動向を踏まえた事業戦略に基づき、事業別の売上高計画（ストック収入についてはARR）や販売・マーケティング投資、プロダクト戦略や人材戦略に基づく投資等を策定しており、一定の仮定をおいて作成しております。

③ 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

当該見積りは、入手可能な情報に基づいて算出しておりますが、不確実な経済条件の変動等によって当該仮定に変化が生じた場合には、翌連結会計年度の連結財務諸表において、繰延税金資産の金額に影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

当座貸越契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額	1,450,000千円
借入実行残高	500,000千円
差引額	950,000千円

なお、一部の当座貸越契約には財務制限条項が付されております。契約ごとに条項は異なりますが、主なものを記載しております。

- ① 各四半期末日における貸借対照表における純資産の部の金額を10億円以上に維持すること。
- ② 各四半期の末日時点における貸借対照表上の数値を用いて、以下の計算式により算出される金額をマイナスとしないこと。
(計算式)現預金 + 運転資金 - 有利子負債

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び株式数
普通株式 35,507,400株
- (2) 当連結会計年度末における自己株式の種類及び株式数
普通株式 160株
- (3) 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数
普通株式 1,300,200株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。また、資金調達については金融機関からの借入により調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客及び取次店の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、取引先の信用リスクに晒されております。

未払金、未払費用、未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

短期借入金及び長期借入金は、主に運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

i 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、与信管理規程及び債権管理規程に従い、営業債権について管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

ii 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき管理部門が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

iii 市場リスク(金利等の変動リスク)の管理

変動金利の借入金の金利変動リスクについては、随時市場金利の動向を監視しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)敷金及び保証金	222,729	217,656	△5,072
資産計	222,729	217,656	△5,072
(1)長期借入金	336,677	335,741	△935
負債計	336,677	335,741	△935

(注) 1. 現金については注記を省略しており、預金、売掛金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等については短期間で決済されるため時価は帳簿価額と近似することから注記を省略しております。なお、長期借入金については、1年内返済予定分を含んでおります。

(注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	2,477,419	—	—	—
売掛金	665,686	—	—	—
敷金及び保証金	2,628	220,100	—	—
資産計	3,145,735	220,100	—	—

(注)3. 借入金その他有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
短期借入金	500,000	—	—	—
長期借入金	153,420	183,257	—	—
負債計	653,420	183,257	—	—

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- ① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。
- ② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	－	217,656	－	217,656
資産計	－	217,656	－	217,656
長期借入金	－	335,741	－	335,741
負債計	－	335,741	－	335,741

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

① 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、敷金及び保証金の金額を当該貸借見込期間に見合った国債の利率を基にした一定の割引率により現在価値に割引計算した金額をもって時価としており、レベル2の時価に分類しております。

② 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

ただし、変動金利による長期借入金については、金利が一定期間ごとに更改される条件となっているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益認識の時期別に分解した場合の内訳は、以下のとおりであります。なお、その他の収益はありません。

(単位：千円)

	売上高
ストック収益	4,799,890
フロー収益	95,646
顧客との契約から生じる収益	4,895,537
外部顧客への売上高	4,895,537

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ③重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度末及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権は、連結貸借対照表上の「売掛金」になります。

契約負債は、顧客から受領した対価のうち既に収益として認識した額を上回る部分であります。これらのサービスの提供に伴って履行義務は充足され、契約負債は収益へと振替えられます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債の残高に含まれていた額は、90,038千円であります。

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	572,362	665,686
契約負債	90,038	110,354

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年超の重要な契約がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない金額はありません。

8. 1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産 | 74円97銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 0円49銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分

当社は、2026年2月12日開催の取締役会において、2026年3月25日開催予定の第27期定時株主総会に、「資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分」について付議することを決議いたしました。

(1) 目的

経営戦略の一環として、財務体質の健全化を図るとともに、将来の資本政策の機動性及び柔軟性を確保することを目的として、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少を行い、これらをその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金の一部を繰越利益剰余金に振り替え、繰越利益剰余金の欠損額の填補に充当するものであります。

(2) 資本金の額の減少の内容

① 減少する資本金の額

2025年12月31日現在の資本金の額2,513,849,730円のうち2,503,849,730円を減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本金の額を10,000,000円といたします。なお、当社が発行している新株予約権が効力発生日までに行使された場合、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動します。

② 資本金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額をその他資本剰余金に振り替えます。

(3) 資本準備金の額の減少の内容

① 減少する資本準備金の額

2025年12月31日現在の資本準備金の額2,597,323,917円のうち2,587,323,917円を減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本準備金の額を10,000,000円といたします。なお、当社が発行している新株予約権が効力発生日までに行使された場合、資本準備金の額及び減少後の資本準備金の額が変動します。

② 資本準備金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本準備金の額をその他資本剰余金に振り替えます。

(4) その他資本剰余金の処分の内容

上記の資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件として、会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金のうち2,645,596,666円を繰越利益剰余金に振り替えて、欠損填補に充当いたします。これにより繰越利益剰余金の欠損が解消されます。

① 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 2,645,596,666円

② 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 2,645,596,666円

(5) 資本金及び資本準備金の額の減少並びにその他資本剰余金の処分の日程

- | | |
|---------------|-----------------|
| ① 取締役会決議日 | 2026年2月12日 |
| ② 定時株主総会決議日 | 2026年3月25日 (予定) |
| ③ 債権者異議申述公告日 | 2026年3月26日 (予定) |
| ④ 債権者異議申述最終期日 | 2026年4月27日 (予定) |
| ⑤ 効力発生日 | 2026年5月1日 (予定) |

(6) 今後の見通し

本件は、貸借対照表の純資産の部における勘定科目の振替処理であり純資産の額に変動はなく、業績に与える影響はございません。なお、本件は、2026年3月25日開催予定の定時株主総会において承認可決されることを条件といたします。

計算書類

貸借対照表(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,232,103	流動負債	1,305,968
現金及び預金	2,453,156	短期借入金	500,000
売掛金	666,002	1年内返済予定の長期借入金	153,420
前払費用	102,993	未払金	226,102
その他	10,849	未払費用	162,101
貸倒引当金	△899	未払法人税等	53,652
固定資産	925,776	契約負債	110,064
有形固定資産	210,930	預り金	13,266
建物	233,010	未払消費税等	87,361
車両運搬具	11,135	固定負債	192,092
工具、器具及び備品	72,388	長期借入金	183,257
減価償却累計額	△105,603	資産除去債務	8,835
無形固定資産	425,101	負債合計	1,498,061
ソフトウェア	373,035	(純資産の部)	
ソフトウェア仮勘定	52,065	株主資本	2,659,472
投資その他の資産	289,744	資本金	2,513,849
関係会社株式	20,868	資本剰余金	2,791,407
繰延税金資産	46,335	資本準備金	2,597,323
敷金及び保証金	222,330	その他資本剰余金	194,084
その他	209	利益剰余金	△2,645,596
		その他利益剰余金	△2,645,596
		繰越利益剰余金	△2,645,596
		自己株式	△188
		新株予約権	345
資産合計	4,157,879	純資産合計	2,659,817
		負債・純資産合計	4,157,879

損益計算書(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		4,895,754
売上原価		1,276,160
売上総利益		3,619,594
販売費及び一般管理費		3,612,242
営業利益		7,351
営業外収益		
受取利息	3,865	
受取手数料	3,843	
その他	1,039	8,748
営業外費用		
支払利息	11,049	
支払手数料	23,813	
その他	913	35,776
経常損失		19,675
特別利益		
固定資産売却益	2,627	
新株予約権戻入益	48	2,675
特別損失		
固定資産除売却損	2,185	
関係会社株式評価損	43,672	45,858
税引前当期純損失		62,858
法人税、住民税及び事業税	25,714	
法人税等調整額	△48,534	△22,820
当期純損失		40,037

株主資本等変動計算書(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本								新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	2,496,082	2,579,556	194,084	2,773,640	△2,605,559	△2,605,559	△188	2,663,975	448	2,664,424
事業年度中の変動額										
新株の発行 (新株予約権の行使)	17,767	17,767	—	17,767	—	—	—	35,534	—	35,534
当期純損失(△)	—	—	—	—	△40,037	△40,037	—	△40,037	—	△40,037
株主資本以外の項目の 事業年度の変動額合計	—	—	—	—	—	—	—	—	△103	△103
事業年度中の 変動額合計	17,767	17,767	—	17,767	△40,037	△40,037	—	△4,503	△103	△4,606
当期末残高	2,513,849	2,597,323	194,084	2,791,407	△2,645,596	△2,645,596	△188	2,659,472	345	2,659,817

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～15年
車両運搬具	6年
工具、器具及び備品	3～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア(自社利用分)	5年(社内における利用可能期間)
---------------	------------------

(2) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(3) 収益及び費用の計上基準

当社の主たる事業であるICT事業において、施工管理ソフトウェア「SPIDER+」を提供しております。顧客との契約から生じる収益に関して、主に「SPIDER+」の月額基本利用料等のサービスを継続的に提供することによるストック収益と、「SPIDER+」の提供に伴って付随するスポット作業等から生じるフロー収益に区分しております。これらの区分における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

- ① スtock収益については、顧客との契約期間にわたり履行義務を充足する取引であると判断し、サービスの契約期間にわたり収益を認識しております。
- ② フロー収益については、当該スポット作業等を完了し顧客に提供することで履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足時に一時点で収益を認識しております。
なお、当社が認識した収益に係る対価は、契約条件に従い、サービス提供後概ね1か月以内に受領しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 重要な会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	46,335千円
--------	----------

- (2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「3. 重要な会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

4. 貸借対照表に関する注記

- (1) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 309千円

- (2) 当座貸越契約及び貸出コミットメント

連結注記表「4. 連結貸借対照表に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

5. 損益計算書に関する注記

- (1) 関係会社との取引高

売上高 4,230千円
販売費及び一般管理費 1,565千円
営業取引以外の取引高 2,659千円

- (2) 固定資産売却益

固定資産売却益の内訳は以下のとおりであります。

車両運搬具 2,627千円

- (3) 固定資産除売却損

固定資産除売却損の内訳は以下のとおりであります。

工具、器具及び備品 2,185千円

- (4) 関係会社株式評価損

関係会社株式評価損は子会社であるSpiderPlus Vietnam, Co., Ltd.の株式に対して減損処理を行ったものであります。

関係会社株式評価損 43,672千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
普通株式

160株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産の発生の主な原因は、減損損失、税務上の繰越欠損金であり、回収可能性が認められないものには評価性引当額を計上しております。また、繰延税金負債の発生の原因は、資産除去債務に係る除去費用であります。

なお、貸借対照表上は、繰延税金資産と繰延税金負債を相殺して表示しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

記載すべき重要な取引はありません。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表「7. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産	74円90銭
(2) 1株当たり当期純損失	1円13銭

11. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表「9. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月25日

スパイダープラス株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中村憲一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	横山雄一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、スパイダープラス株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スパイダープラス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年2月25日

スパイダープラス株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中村憲一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	横山雄一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、スパイダープラス株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第27期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月25日

スパイダープラス株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 古賀博之 ㊟

社外監査役 佐々木義孝 ㊟

社外監査役 竹田いさか ㊟

以上

株主総会会場のご案内

開催会場

東京都港区赤坂一丁目8番1号
赤坂インターシティAIR 4階 401

TEL：03-5575-2201（受付時間 / 平日 9:00～18:00）

※ 4階にお越しの際も一度3階へお越しく下さい。

Googleマップ
はこちら



交通のご案内

「溜池山王」駅 14番出口直結

● 銀座線 ● 南北線

「国会議事堂前」駅 14番出口直結

「溜池山王」駅から地下通路にて接続

● 千代田線 ● 丸ノ内線

「虎ノ門ヒルズ」駅 徒歩約5分

「溜池山王」駅から地下通路にて接続

● 日比谷線



※専用の駐車場をご用意しておりませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。